

第30回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年12月20日（火）午後1時30分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地法第3条の規定による許可について
 - (2) 議案第1号 農用地利用集積計画について
 - (3) 議案第3号 農地法第3条買受適格証明願について
 - (4) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (6) 議案第6号 非農地証明願について
- 5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1番 津久井 勝之	2番 笹沼 保治	3番 秋本 則夫
4番 瀧田 歌子	5番 佐藤 孝	6番 唐橋 洋子
7番 助川 悦夫	8番 阿見 芳	9番 高瀬 隆至
10番 郡司 裕一	11番 屋代 幸子	12番 森 隆道
13番 荒井 一夫	14番 越沼 良	15番 鈴木 賢一
16番 相馬 和恵	17番 木村 光一	
- 6 欠席委員 なし
- 7 本会に出席した職員
 - (1) 事務局長 伊藤 甲文
 - (2) 農業振興係主査 長谷野 まさえ
 - (3) 農地調整係長 金山 和弘
 - (4) 農地調整係副主幹 松本 武久
 - (5) 農政課農政係主査 菊池 琴乃
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（伊藤 甲文） それでは荒井会長のごあいさつをお願いします。

議 長（荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしておりますので、ただ

いまから第30回農業委員会総会を開会いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、8番阿見委員、10番郡司委員を指名いたします。会議の書記につきましては、事務局の長谷野主査をお願いいたします。

議長 (荒井 一夫) ここで、議案資料の修正等がありますので、説明をお願いします。

事務局 (金山 和弘) <議案第2号欠番の説明・資料修正の説明>

事務局 (菊池 琴乃) <資料修正の説明>

議長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。

報告件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 4ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (菊池 琴乃) <総会資料説明 5～79ページ>

農地中間管理機構特例事業 (所有権移転) 1件

利用権設定等促進事業 116件

農地中間管理事業 (集積計画一括方式) 9件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。

ここで議事参与について発表いたします。議案第1号の中に、3名が議事参与に該当することから、それぞれの案件箇所について、議案を分割して質疑・採決を行います。はじめに、資料33、34ページ。利用権設定等促進事業、申請番号12-43及び12-44の2件について、3番秋本委員が議事参与に該当いたします。

つきましては、秋本委員は退室願います。

<秋本委員退室>

議長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。申請番号12-43及び12-44について、原案のとおり決定することに賛成の方は、

起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により3番秋本委員の入室を認めます。

<秋本委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 次に、資料48～52ページ。利用権設定等促進事業、申請番号12-69から12-77までの9件について、11番郡司委員が議事参与に該当いたします。つきましては、郡司委員は退室願います。

<郡司委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。申請番号12-69から12-77について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により11番郡司委員の入室を認めます。

<郡司委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 次に、資料72ページ。利用権設定等促進事業、申請番号12-113について、14番越沼委員が議事参与に該当いたします。つきましては、越沼委員は退室願います。

<越沼委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号12-113について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により14番越沼委員の入室を認めます。

<越沼委員入室>

議 長 (荒井 一夫) つきまして、先に審議した3件以外の案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

先に審議済みの案件以外の議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については原案のとおり決定することといたします。

次に議案第3号に入るわけですが、議案第2号は欠番との連絡がさきほどありました。

それでは次に、議案第3号「農地法第3条買受適格証明願について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 80 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員 (津久井 勝之) それではご報告いたします。ただ今の買受適格証明願1件について、事務局からの報告により調査、検討した結果、許可することに問題はないものと思われまます。以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第3号は、原案のとおり証明することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は4件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料81～83ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員 (津久井 勝之) ただ今の農地法第3条の規定による許可申請4件について、事務局からの報告により調査、検討した結果、許可することに問題はないものと思われまます。以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第4号は、原案のとおり許可することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料84～85ページ、別冊資料説明>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果を報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員 (津久井 勝之) それでは調査結果についてご報告いたします。

申請番号66でございます。集落に接続する農地を分家住宅として転用する目的の申請です。現地は、北側が母屋と接し、残る三方は農地となります。残る農地への影響も少ないと思われます。許可することに問題はないものと思われます。

続きまして申請番号67です。集落に接続する農地を住宅及びその進入路として転用する目的の申請です。現地は、北側が既存住宅と接し、残る三方は農地となります。残る農地への影響も少ないと思われます。許可することに問題はないものと思われます。

続きまして申請番号68です。集落に接続する農地を住宅として転用する目的の申請です。現地は、南側が農地と接していますが、残る三方は宅地等に囲まれている状況であります。周辺農地への影響も少ないと思われます。よって許可することに問題はないものと思われます。

続きまして申請番号69です。現地は用途地域内の住宅街に介在する農地でありまして、一般住宅建築のための申請です。周辺農地への影響はないと判断することができることから、許可することに問題はないものと思われます。

続きまして申請番号70、71です。集落に介在する農地に通常型太陽光発電施設を設置する目的の申請です。現地は、本年7月総会において許可されました太陽光発電施設や住宅等によって四方を囲まれた農地でありまして、申請番号71の南側に一部農地が残る程度であります。それぞれの申請地において、農地を含む周辺地域へ影響が出ないように施設を設置するとのことで、影響は軽微と判断してまいりました。許可することに問題はないものと思われます。

以上、ご報告申し上げます。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決をいたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は、原案のとおり許可することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第6号「非農地証明願について」を上程します。

申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料86~87ページ、別冊資料説明>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果を報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員 (津久井 勝之) それでは調査結果についてご報告いたします。

まず申請番号32です。平成8年ごろから隣接する宅地と一体的に利用されておりまして、農地利用の形跡もありません。証明することに支障はないと思われま

す。続きまして申請番号33です。昭和57年頃から駐車場として利用されており、農地利用の形跡もありません。証明することに支障はないと思われま

す。続きまして申請番号34です。昭和47年ごろから自宅の敷地の一部となっております。農地に復元することは難しい状態です。証明することに支障はないと思われま

す。続きまして申請番号35です。昭和58年に倉庫・資材置場として利用されており、現在建物の一部は無くなっているものの、農地に復元することは難しい状態です。証明することはやむを得ないと思いま

す。申請番号36です。50年以上前から宅地の一部及び進入路として利用されておりまして、農地に復元することは難しい状態です。証明することに支障はないと思われま

す。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決をいたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号は、原案のとおり証明することといたします。

本日本予定された議事の審議は、すべて終了しました。次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） ないようなので、以上をもちまして第30回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時18分 閉会